

飛島地区一般廃棄物海上運搬業務委託（単価契約）仕様書

1. 目的

本業務は、飛島地区の一般廃棄物を所定の処理施設で処分するため酒田～飛島間で海上運搬することを目的とする。

2. 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがある場合でも本業務の遂行上必要とするものは、受託者の責任において準備しなければならない。

3. 一般事項

- (1) 業務委託名 飛島地区一般廃棄物海上運搬業務委託（単価契約）
- (2) 業務委託場所 酒田～飛島
- (3) 委託期間 契約締結の日～令和8年3月31日
- (4) 契約方法 1 運航当たりの単価契約とする。
積算に当たっては、年間運航予定回数を4回とする。
- (5) 委託内容 飛島地区の一般廃棄物を酒田港まで運搬する。
※積み込み作業及び荷降ろし作業を含む。
- (6) 運搬数量 1 回当たりの予定数量を30m³とする。
- (7) 運航日
運航予定日は、12月17日、1月14日、2月18日、3月18日とする。
ただし、荒天等により運航ができない場合は、委託者と受託者が協議の上、運航日の変更、あるいは運航回数の減を決定する
- (8) 運搬船
 - ①運搬船は、一般廃棄物を運搬するのに十分な性能を有した船舶とし、受託者が確保すること。
 - ②燃料及び消耗品等は受託者の負担によるものとする。
- (9) 安全対策
業務中は、労働基準法、労働安全衛生規則等、当該業務委託に関する全ての項を遵守し、事故等が生じないよう作業を行うこと。
- (10) 連絡
事故発生時等は速やかに環境衛生課に連絡すること。
- (11) 業務の報告・検査
各回の業務終了後、業務実績報告書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

4. 委託料

委託料は、各回の業務実績報告書に基づき支払うものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。委託者は受託者より正当な請求書を受理した日から30日以内に受託者に対して支払うものとする。

5. その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。